

総務省

○農林水産省告示第八号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十一月二十日

総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 森山 裕

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 森山 裕

丹後	半島振興対策 実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	伊根町	産業振興促進計 画の名称	伊根町産業振興 促進計画	産業振興促進計 画を認定した日
		京都府伊根町の全域					平成二十七年十 一月六日